

平成 17 年 8 月 17 日

(広報資料)

建設局
(水と緑環境部河川課 222-3591)
上下水道局
(下水道部計画課 672-7840)

「京都市水共生プラン行動計画」及び「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」
の策定について
～水害の低減を目指して～

この度、京都市では、都市型水害の低減や健全な水循環の回復など、今後の京都の水問題に関する具体的な取組を進めていくため「京都市水共生プラン行動計画」と「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」を策定しましたので、お知らせします。

なお、これらは、平成16年3月策定の「京都市水共生プラン」、平成17年4月施行の「京都市雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき策定したものです。

記

1 「京都市水共生プラン行動計画」

今回策定した行動計画は、「京都市水共生プラン」の5つの基本方針①流域全体を見据えた治水対策、②良好な水環境の実現、③健全な水循環系の回復、④ゆたかな水文化の創造、⑤雨水の利用に基づき、京都市が行っている水に関する様々な施策や事業を、項目ごとに系統立てて分類し、全庁的な取組として着実に推進しようとするものです。

行動計画では、現在取り組んでいる施策にとどまらず、今後新たにに取り組んでいく施策についても基本方針ごとに掲げています。

【主な取組】

①流域全体を見据えた治水対策

- ・治水安全度の確保を目的とする「雨水幹線の整備」
- ・従来の治水対策に加え、流域全体を視野に入れた「雨水貯留・浸透施設整備の推進」

②良好な水環境の実現

- ・街なかにおける清流の復活「堀川水辺環境整備事業の推進」

③健全な水循環系の回復

- ・環境共生や都市のヒートアイランド対策を主眼とする「屋上緑化の推進」
- ・治水対策と健全な水循環系の回復を目指す「雨水浸透施設の整備の推進」

④ゆたかな水文化の創造

- ・「第3回世界水フォーラム」の開催を契機に制定した「市民水の日」(3月22日)における取組(水問題解決に関するシンポジウムの開催などによる普及、啓発)や灯ろう流しなどの伝統的な水文化の継承や新しい水文化の育成

⑤雨水の利用

- ・宅地、事業所等への比較的小規模な「雨水貯留施設の設置助成制度」(平成17年9月開始)

2 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」

雨水を一時的にためることで流出量を抑え浸水被害を軽減するとともに雨水の利用を図る雨水貯留施設、雨水を地下に浸透させることで流出量を抑える透水性舗装及び浸透ますのような浸透施設の整備を推進するため、その設置方針及び方法について技術的な観点から定めたものです。

(1) 目的

京都市域の雨水流出抑制のために設置される貯留・浸透施設の計画及び設計等について技術的な基準の一般原則を決めることによって、その整備を推進し、浸水被害の防止及び健全な水循環の保全を図ることを目的としています。

(2) 適用範囲

京都市域に雨水流出抑制を目的として設置する施設の調査、計画、設計及び工事等について適用します。

今回新たに、従来雨水流出抑制指導対象外であった本市所管の公共施設をはじめ、開発行為等に該当しない民間施設等(国及び府等を含む本市以外の者が設置する施設)における工事も対象としています。

(3) 施行日

平成17年10月1日

3 問い合わせ先

建設局水と緑環境部河川課 222-3591

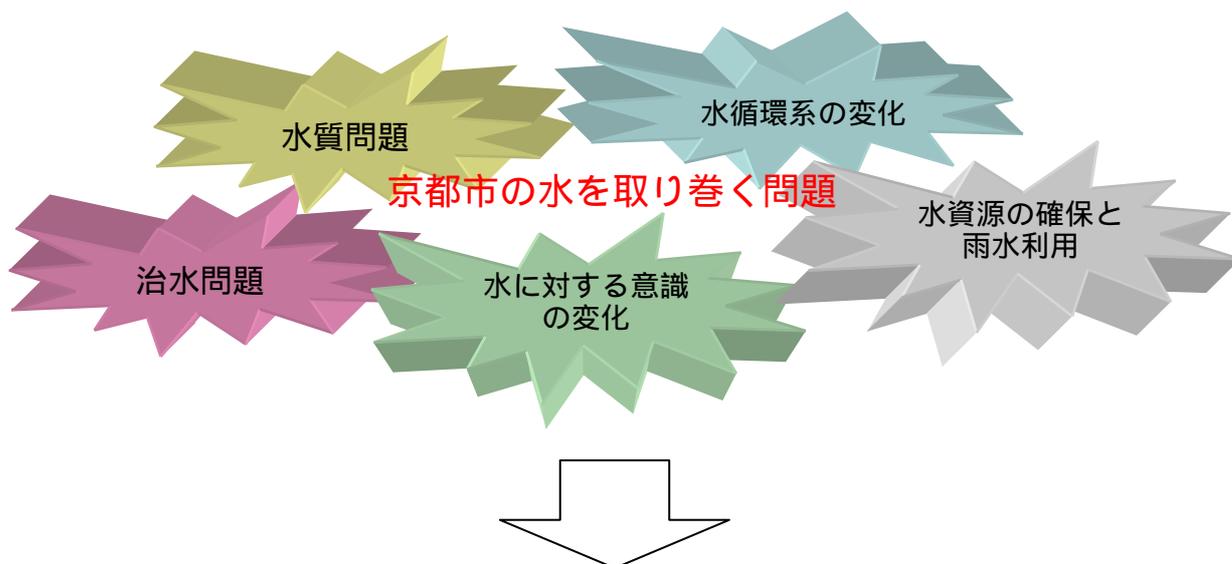
上下水道局下水道部計画課 672-7840

(参考)

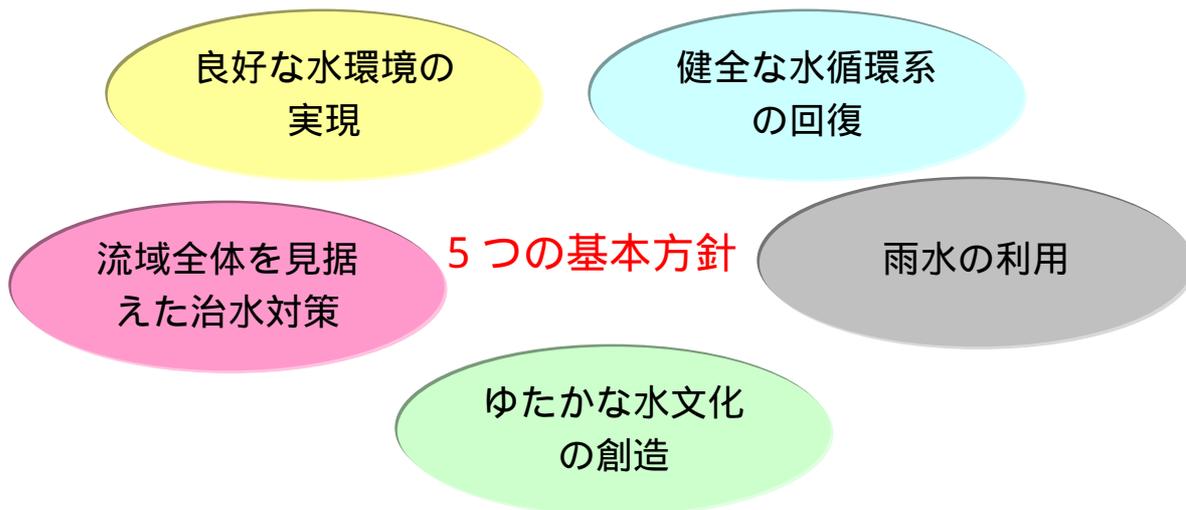
「京都市水共生プラン」抜粋

基本方針

京都市の水を取り巻く諸問題に対して、以下に示す5つの基本方針に従って各種取組を展開していくものとします。



基本理念
私たちの手でみずみずしい
都市とくらしの再生を！



基本方針 1 流域全体を見据えた治水対策

頻発する浸水被害を低減させるために、河川や下水道の整備だけでなく、森林や農地の適正な管理・保全等、行政の関係部門や市民等が協力して流域からの雨水の流出を抑制します。総合的な治水対策を推進することにより、京都市域全体の治水安全度を向上させていきます。また、ハード対策だけでなく、土地利用の規制・誘導、浸水実績・想定区域の公表、水害に対する意識啓発などのソフト対策に努め、浸水がおこっても被害を最小限に抑える水防災システムの構築を目指します。

基本方針 2 良好な水環境の実現

わたしたちの暮らしの中で、水との関わりが希薄となりつつある現状に歯止めをかけるために、できるだけ身近なところに良好な水環境の創出を目指します。また、その実現には下水道も万能ではないことを十分に認識し、行政が市民や NPO、事業者等と協働して、河川などの水質の維持・向上、雨天時の水質改善の推進、環境ホルモンをはじめ有害化学物質による新たな水質問題の対策に取り組みます。

基本方針 3 健全な水循環系の回復

京都の水循環系の実態を理解したうえで、都市化によって変化した水循環系を雨水浸透対策などできるだけ自然本来の姿に近づける取組を推進し、普段の河川流量を豊かにするとともに、地下水の保全、ひいてはヒートアイランド現象の緩和に効果を及ぼします。

基本方針 4 ゆたかな水文化の創造

伝統的な京都の水文化を継承するとともに、身近にある水を楽しむ文化を育み、誇りと豊かさが実感できるまちづくりを推進します。また、水を仲立ちとした世代間あるいは新旧住民間のコミュニケーションにより、水と人と生き物の未来について世代を超えて理解しあえる社会を目指します。

基本方針 5 雨水の利用

地域の防災レベルの向上、身近に水と触れ合える場の創出、さらに、水に関するエネルギー消費の抑制につながることから、貴重な自己水源である雨水の利用を推進します。

京都市雨水流出抑制対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市水共生プランに基づき、本市が設置し、又は管理する施設における雨水流出抑制対策（雨水の流出を抑制するための施設を設けることをいう。以下同じ。）の実施及び民間施設等（国、府又は本市以外の者が設置する施設をいう。以下同じ。）に対する雨水流出抑制対策の普及に関し必要な事項を定めることにより、浸水被害の防止及び健全な水循環の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸透施設 雨水を地中に浸透させることができる浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装その他これらに類する施設をいう。
- (2) 貯留施設 公園、校庭、集合住宅の棟間その他の空地若しくは地下又は建築物の一部に設置する雨水を一時的に貯留するための施設をいう。

(雨水流出抑制対策の対象施設)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、本市が設置し、又は管理する施設のうち別に定めるものに浸透施設又は貯留施設を設置するものとする。ただし、雨水流出抑制対策を行うことが困難と認められるときは、この限りでない。

- (1) 施設の新設、増設又は改良等の工事（軽易かつ暫定的な工事を除く。）を行うとき。
- (2) その他雨水流出抑制対策を行う必要があると認められるとき。

2 前項の規定により設置する浸透施設及び貯留施設に関する技術基準は、別に定める。

(対策目標)

第4条 浸透施設の浸透量及び貯留施設の貯留量の目標値は、別に定める。

(雨水の利用)

第5条 貯留施設を設置したときは、雨水流出抑制対策に支障がない範囲で貯留した雨水の利用に努めるものとする。

(協議)

第6条 施設を設置し、又は管理する部署は、雨水流出抑制対策を計画し、及び実施しようとするときは、あらかじめ、建設局水と緑環境部河川課と協議を行うものとする。

(維持管理)

第7条 浸透施設又は貯留施設を設置した部署は、その機能を保全するため、当該浸透施設又は貯留施設の適切な維持管理を行うものとする。

2 前項の規定による維持管理の方法は、別に定める。

(民間施設等に対する普及、啓発)

第8条 本市は、民間事業者等が設置する施設等に対する雨水流出抑制対策の普及を図る

ため、民間事業者等に対して雨水流出抑制対策の普及、啓発及び適切な指導に努めるものとする。

(市民への情報提供及び連携)

第9条 本市は、雨水流出抑制対策の効果について、市民に積極的に情報提供を行うとともに、市民との連携による取組を積極的に進めるものとする。

(実施状況の報告)

第10条 雨水流出抑制対策の実施及び民間施設等に対する普及に係る本市関係部署は、毎年度雨水流出抑制対策の実実施計画、実施状況を、京都市水共生プラン推進会議に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

京都市雨水流出抑制対策実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都市雨水流出抑制対策実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目において使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(施設)

第3条 要綱第3条に規定する施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路、駐車場その他の交通施設
- (2) 公園、緑地、広場、運動場その他の公共空地
- (3) 水道、下水道、クリーンセンターその他の供給施設又は処理施設
- (4) ため池その他の農業用施設
- (5) 学校、図書館、博物館、美術館その他の教育文化施設
- (6) 病院その他の医療施設
- (7) 保育所その他の社会福祉施設
- (8) 住宅施設
- (9) 集客施設、商業施設、事務所、事業所その他これらに類する施設

(関係部局の分担)

第4条 要綱第8条の規定による民間施設等に対する雨水流出抑制対策の普及、啓発及び指導に関する事務は、次の各号に掲げる部局が当該各号に掲げる施設等について行うものとする。

- (1) 都市計画局都市景観部開発指導課 民間事業者等が都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けて実施する開発行為又は宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を受けて実施する宅地造成に関する工事により建設する施設
- (2) 建設局道路部道路管理課 道路法第24条の規定による承認を受けて民間事業者等が実施する道路敷の現状変更工事で建設する施設のうち道路区域の変更を伴うもの
- (3) 建設局都市整備部区画整理課 本市以外の者が行う区画整理事業により建設する施設
- (4) 上下水道局下水道部管理課 公共下水道整備区域内において土地の所有者、使用者又は占有者が設置する土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水施設に係るもの
- (5) 建設局水と緑環境部河川課 前各号に掲げる以外のもの

附 則

この実施細目は、平成17年4月1日から施行する。